

## 2018年10月号 財務諸表論 つぶ問

### 1 問目

#### 【問題】

- ① 次の文章の空欄 1 及び 2 に当てはまる語句を答えなさい。
- ② 次の文章にもとづき下線部の「取得原価基準」について説明しなさい。(200 字程度)

棚卸資産について、( 1 ) 性が低下して投資額の回収が見込めなくなった場合には、帳簿価額を切り下げることが適切である。( 1 ) 性が低下した場合における簿価切下げは、取得原価基準の下で資産の ( 2 ) 性を反映させるように、将来に損失を繰り延べないようにするための会計処理である。

【解答】

- ① 1 収益 2 回収可能
- ② 取得原価基準とは、費用性資産の評価基準であり取得原価に基づき貸借対照表価額を決定するものとする基準である。取得原価はその資産の取得に要した支出額であるため客観的であるとともに、特に時価評価した場合の未実現の収益を計上しないために適用されている。そして、この本質は将来の収益を生み出すという意味においての有用な原価、すなわち回収可能な原価だけを繰り越すものとする考え方であるとみることができる。

【解説】

棚卸資産会計基準を元にして、棚卸資産の評価の考え方を問う出題です。基本的な考え方は減損会計と共通であるため、固定資産の論点でもあります。

①について

1と2は棚卸資産会計基準と減損会計基準の両方で用いられているキーワードです。本試験で語句選択の形式ならば必ず取りたいレベルであり、本問のように空欄補充でもできれば取っておきたいレベルです。本誌の紙面では会計基準のキーワードをすべて取り上げられていませんが、時間がある時にテキストや会計基準を確認してください。特に2002年頃以降の会計基準は企業会計基準委員会のウェブサイト→公表した会計基準からタダでダウンロードできます。空いた時間にスマホ（では字が小さくてしんどいですが）やタブレットなどの学習にも使えますので、活用してみてください。

②について

取得原価基準について聞かれているため、まず取得原価基準とは何か？という定義を説明する必要があります。解答例の最初の一文の費用性資産の評価基準であること、という部分がこれに該当します。また、問題文は「～について説明しなさい」と漠然としていて出題者の意図を読み取りにくいですが、取得原価基準について何でも自由に説明すればよいというわけではありません。問題に含まれている4行の部分に着目すると、出題者が聞きたいのは取得原価基準の本質が「収益を生み出すという意味においての有用な原価、すなわち回収可能な原価だけを繰り越す」ということを理解しているかです。よって、この部分がもし抜けていると、点数に結びつきません。定義と本質の2つを書ければ、あとはうまく肉付けして解答が出来上がります。

肉付けとして、解答例ではなぜ用いられているのか（客観的であること、未実現の収益計上を避けること）を定義と本質の間で説明しています。他にも、より取得原価基準の本質に関する部分の説明として取得原価基準が取得原価の名目額で据え置くものではないということなどを述べるのも良いでしょう。